

平成18年
7月1日の
利用から

公共施設の
使用料が
変わります

町民の皆さんが公民館やグラウンドなどを利用するときに負担していただく公共施設使用料の見直しを行い、七月一日から新しい施設使用料となります。

この見直しは、「施設の利用者が施設の維持管理費を負担する受益者負担の徹底」「施設を利用する者と利用しない者との負担の公平」「全施設が均衡のとれた、分かりやすい料金体系の確立」を目的として行いましたので、その概要をお知らせします。

同じ種類の施設、部屋などの面積で使用料を算定しました

これまでは、施設の新旧や大小によって料金が違いましたが、同じ種類の施設ごとに、面積に応じた使用料に変更しました。

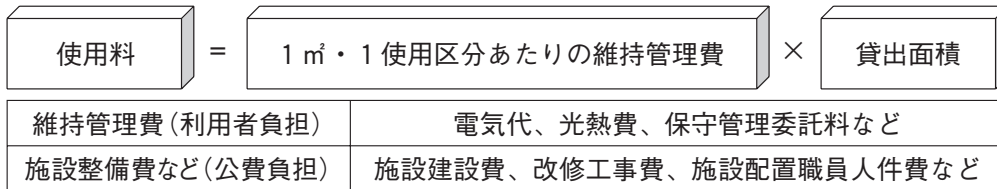
分かりやすい料金としました

これまでは、冷暖房機などを使用した場合は料金を加算していましたが、これらの料金を含んだ使用料としました。また、昼間と夜間の料金格差を無くし、統一した使用料に変更しました。

減免基準を見直しました

これまでは、使用される九割以上の団体が、料金の免除や減額の措置を受けて施設を使用していましたが、全施設が同じ基準で公共機関などが使用するとき以外は減免措置をしない、使用するかたに広く浅く使用料を納めていただく制度としました。

使用料算定方法のイメージ



7月以降の公共施設使用料金表(抜粋)

施設名		料金		
公民館などの屋内集会施設	中央公民館	大ホール	3,300円	
		集会室	1,000円	
		和室	800円	
		調理室	800円	
		茶華道室	400円	
		視聴覚室	600円	
		音楽室	900円	
		被服室	400円	
		手工芸室	400円	
		3の1会議室	300円	
	3の2会議室	600円		
	松枝公民館	集会室	1,100円	
		学習室1	700円	
		学習室2	400円	
	下羽栗会館	調理室	500円	
		学習室1	900円	
	福祉会館	学習室2(調理室)	400円	
		集会室1	300円	
		集会室2	500円	
	厚生会館	学習室2	800円	
集会室1		600円		
集会室2		500円		
コミュニティ消防センター	研修室	1,300円		
	研修室	600円		
南部コミュニティ消防センター	研修室	600円		
	和室	200円		
緑会館	集会室	800円		
	集会室	800円		
体育館などの屋内運動施設	町民体育館	2階全面	1,800円	
		卓球場	600円	
		剣道場	600円	
		柔道場	600円	
		南体育館	フロアー	700円
	スポーツ交流館	フィットネスルーム	800円	
		総合会館	ホール全面	1,800円
	総合会館	会議室1	500円	
		笠松中学校屋内運動場	全面	1,400円
	笠松小学校屋内運動場	全面	1,500円	
	松枝小学校屋内運動場	全面	1,200円	
	下羽栗小学校屋内運動場	全面	900円	
	運動場・グラウンド・テニスコートなどの屋外体育施設	町民運動場	全面	500円
		緑地公園内運動場	全面	300円
		運動公園内運動場	全面	400円
江川運動場		全面	800円	
勤労青少年運動場		全面	1,100円	
米野運動場		全面	900円	
多目的運動場		全面	2,400円	
緑地公園内運動場テニスコート		1面	200円	
羽栗社会教育施設		1面	200円	
笠松中学校屋外運動場			400円	
笠松小学校屋外運動場		400円		
松枝小学校屋外運動場		600円		
下羽栗小学校屋外運動場		300円		

*運動場・グラウンド・テニスコートなどの屋外体育施設は2時間単位の料金です。その他の施設は、9:00~12:30・13:30~17:00・18:00~21:30のそれぞれの料金です。
*この表に掲載されていない施設の使用料についてはホームページをご覧ください。各施設または企画課へお問い合わせください。